

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

坂出市は予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。  
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律  
(平成25年法律第27号)

## 評価実施機関名

香川県坂出市長

## 公表日

令和4年2月8日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】            予防接種法に基づきA類疾病およびB類疾病のうち政令で定めるものに対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種者の履歴管理、接種事務の報告等に関する事務を行う。            併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種対象者への通知</li> <li>・接種者の履歴管理</li> <li>・接種事務の報告</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務               <ol style="list-style-type: none"> <li>1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ol> </li> </ul>
③システムの名称	健康管理システム 住基システム 団体内総合宛名システム 中間サーバ ワクチン接種管理システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 共通ファイル 2. 予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項</li> <li>・番号法別表第一の第10項、93の2項 &lt;別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、67条の2&gt;</li> <li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li> <li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	<p>【別表第二における情報提供】            番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。            ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの            ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの            ・別表第二(第16の2、16の3、115の2の項)            ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の2の2、59条の2</p> <p>【別表第二における情報照会】            番号法第19条第8号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち、第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。            ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの            ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの            ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの            ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの            ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの            ・別表第二(第16の2、17、18、19、115の2の項)            ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 けんこう課
②所属長の役職名	けんこう課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	坂出市 総務部 総務課 行政・法制管理係 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5002
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	坂出市 健康福祉部 けんこう課 <保健指導係> 〒762-8601 坂出市室町二丁目3番5号 0877-44-5006

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	評価書名	予防接種に関する事務 基礎評価項目	予防接種に関する事務 基礎項目評価書	事後	
平成29年7月31日	評価実施機関名	坂出市長	香川県坂出市長	事後	
平成29年7月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	けんこう課長 浅野 武彦	けんこう課長 本多 寛之	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	けんこう課長 本多 寛之	けんこう課長 松川 忠司	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②連絡先	坂出市 健康福祉部 けんこう課 <健康係>	坂出市 健康福祉部 けんこう課 <保健指導係>	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	けんこう課長 本多 寛之	けんこう課長 松川 忠司	事後	
令和1年5月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	けんこう課長 松川 忠司	けんこう課長	事後	様式変更により
令和1年5月31日	IVリスク対策		様式変更による項目の追加	事後	様式変更により
令和3年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		新型インフルエンザの予防接種の記載の追加	事後	
令和3年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		住基システム 団体内総合宛名システム 中間サーバーの記載の追加	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠		別表第1項番93の2の記載の追加 命令第67条の2記載の追加	事後	
令和3年12月13日	表紙 特記事項		本評価書では以下の略称を用いています。 「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の記載の追加	事後	
令和3年12月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【概要】 予防接種法に基づきA類疾病およびB類疾病のうち政令で定めるものに対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種者の履歴管理、接種事務の報告等に関する事務を行う。 併せて、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種を実施する。 【特定個人情報を取り扱う事務】 ・接種対象者への通知 ・接種者の履歴管理 ・接種事務の報告	【特定個人情報を取り扱う事務】 ・接種事務の報告の後に ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 1) ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 2) 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。 3) 予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。の記載の追加	事後	
令和3年12月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 住基システム 団体内総合宛名システム 中間サーバ	中間サーバーの後にワクチン接種管理システム(VRS)の記載の追加	事後	
令和3年12月13日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一の第10項、93の2項〈別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、67条の2〉	既記載の一項目の前に・の記載の追加及びその後 に ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)の記載の追加	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月13日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法別表第二の第17, 18, 19, 115の2項 < 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第13条, 59条の2>	<p>【別表第二における情報提供】 番号法第19条第8号(別表第二の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち, 第4欄(特定個人情報)に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2, 16の3, 115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2, 12条の2の2, 59条の2</p> <p>【別表第二における情報照会】 番号法第19条第8号(別表第二の第1欄(情報照会者)が「市町村長」のうち, 第2欄(事務)に以下の項目が含まれる項。 ・予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ・予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ・別表第二(第16の2, 17, 18, 19, 115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第12条の2, 12条の3, 13条, 13条の2, 59条の2 変更前をすべて削除し, 以上のとおり記載追加</p>	事後	
令和3年12月13日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月13日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年2月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法別表第一の第10項, 93の2項 &lt;別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条, 67条の2&gt;</li><li>・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)</li><li>・番号法第19条第6号(委託先への提供)</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法別表第一の第10項, 93の2項 &lt;別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条, 67条の2&gt;の前に・番号法第9条第1項を追加する。</li></ul>	事後	